

産業建設委員会

質 森林環境譲与税の基金が充てられる具体的な事業は。

答 国より示された使途のうち、手入れが行き届いていない森林における間伐・路網整備を行うための森林所有者の意向調査・境界画定等、森林経営管理事業を進めていきたい。

質 その事業計画は何年計画となるのか。

答 本市では、業務委託により、森林管理法に基づく計画を策定するための地区割りの実施や対象エリアの抽出、意向調査等を予定している。国では15年間で一回りすることが望ましいとしているが、何年になるかは現段階では未確定である。

質 これまでの森林管理と新たな森林管理システムとの違いは。

答 今後、補助等により整備を進めることとなるが、新たなシステムでは、手入れができていない森林についての整備を進めることになり、二本立てで整備されていくことになる。

質 国で行う森林環境税と、県で行っている水と緑の森づくり税との関係は。

答 県の水と緑の森づくり税は、県土の保全、松林等の景観対策、児童生徒

への環境教育の推進や、県民参加による森づくり運動を使途としており、森林環境譲与税とは、使途や対象森林、対象者が異なりすみ分けは図られている。県では今後、関係者や関係団体の意見を聞き、方針について検討を進めるとしている。

質 旧料亭金勇ブロック塀アスベスト調査委託の概要は。

答 ブロック塀の改修に当たり、ブロック塗装の吹きつけ部分にアスベストが使用されている可能性があるため、調査を行うものである。

質 能代公園東屋等整備工事の概要は。

答 当初予定していた1棟に加え、合わせて2棟整備するもので、能代公園が市の指定緊急避難所となっていることもあり、災害時には一時的に雨風を防ぐテントを取りつけ可能な、防災タイプの東屋にするほか、かまどとして利用できるベンチや、東屋周辺の階段等を整備するものである。

質 今後の東屋改修は同様のものとするのか。

答 東屋の更新については公園が避難場所に指定されているかなどを勘案しながら検討していく。

(落口範良)

議会基本条例策定 特別委員会

5月20日に開催された委員会では、各条文について4回目の検討を行った。

【目的】 1つ1つ

意見 役割や責任の文言を条文に記載しない理由として、議会や議員の活動原則等に関する基本的事項について定めており、役割や責任については、どこにも規定していないことから、記載する必要はないと考える。

【議員間の自由討議】 について

意見 条例とは別にルールを定めなければいけないことを明記すべきである。

意見 別に定めるといふ文言は記載していないが、これについては今後協議が必要と理解している。

【協議結果】 全会一致で次の条文を確認した。なお全会一致に至っていない条文については引き続き検討を要することとした。

全会一致となった条文(12条文)

「議長と副議長の選出及び役割」「議員の定数」「専門的知見の活用等」「議会の要望」「政務活動費」「政策の立案及び提言」「議会改革の協議の場の設置」「議会事務局の機能強化」「議員の研修」「緊急事態等への対応」「他の条例等との関係」「見直し手続き」

6月定例会では引き続き条文について検討を行った。

【目的】 1つ1つ

意見 議会や議員の役割や責任の文言は入れるべき。

意見 文言を入れるのであれば、役割や責任について具体的な規定を条例の中に明記する必要がある。

意見 今後協議する前文の中に、役割や責任について記載することとしてはどうか。

【党派】 1つ1つ

意見 「同一の理念及び政策を共有する3人以上の議員で構成する」という文言については、人数の記載は他市でも事例が少なく、容認できない。

意見 この機会に明文化したほうがよい。

【議員間の自由討議】 について

意見 当項目は議会改革の一番の柱であり、議会全てにおいて議員間の自由討議ができるようにしてほしい。

意見 議員間の自由討議は本会議場では馴染みにくく、あえて委員会に限定した。

【協議結果】 「議員の活動原則」については全会一致で確認し、他の項目については引き続き検討を要することとした。

また今後行う、前文の決め方については、改革ネットワーク及び平政・公明党の各党派が文案を提出の上、協議を進めることとした。

(佐藤智一)